

平成 30 年 12 月 27 日

青森市政記者会 様

青森市総務部長

懲戒処分について

青森市は、本市職員を地方公務員法第 29 条第 1 項の規定により懲戒処分としたので、別紙のとおりお知らせいたします。

**【問合せ先】**

青森市総務部人事課

担当：課長 松島、主幹 高坂

電話：017-734-5093

## 1 交通違反事案について

### (1) 事案の概要

平成 29 年 6 月 24 日(土)午後 7 時 23 分頃、公務外において、私用車を運転中、青森市浪岡大字浪岡字佐野 39 番地 1 付近において、前方の車両が左折するため減速していたところ、前方不注意により気付くのが遅れ、ブレーキを踏んだが間に合わず、前方車両に追突し、同車両の運転者及び同乗者 1 名に軽傷を負わせたものである。

### (2) 被処分者

農林水産部あおもり産品支援課 主事 (30 歳代)

### (3) 処分量定

戒告

#### 【量定判断要素】

- ・一方的な過失により、2 名に対して軽傷を負わせたこと。

### (4) 処分日

平成 30 年 12 月 27 日

## 2 速度超過事案について

### (1) 事案の概要

平成 30 年 9 月 1 日(土)午前 10 時 22 分頃、公務外において、私用車を運転し、東北自動車道上り線を走行中、秋田県鹿角市花輪字乳牛平 11 番地 2 付近において、制限速度時速 80km のところを時速 113 km で走行し、スピード違反取締中の警察車両に停止を命じられ、時速 33 km の速度超過で検挙されたものである。

### (2) 被処分者

福祉部生活福祉二課 主事 (20 歳代 男性)

### (3) 処分量定

戒告

#### 【量定判断要素】

- ・時速 30 km 以上超過する重大な義務違反であること。

### (4) 処分日

平成 30 年 12 月 27 日